

連載記事「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ！」

山本 博之

はじめに

本稿は、『カラム』(Qalam) 誌¹の記事のうち、1956年にシンガポールで結成されたムスリム同胞団(Ikhwan al-Muslimin)²の結成の背景に関わる連載記事「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ！」(Ikhwan al-Muslimin, Bersatulah Sekarang!)の抄訳およびその解説である。

はじめに、この連載記事について『カラム』誌およびムスリム同胞団との関係において整理する。

シンガポールでムスリム同胞団の結成が発表されたのは『カラム』誌の1956年5月号の誌上においてであるが、『カラム』誌に見るムスリム同胞団の記述はそれより前の1955年10月号が画期となっている。これ以前も『カラム』誌上で「ムスリム同胞」に関わる記事がいくつか見られるが、それらはハサン・アルバンナーの紹介記事(1954年4月号、11月号)やエジプトのムスリム同胞団に関する記事(1955年1月号)であり、ビルマの「ムスリム同胞」に関する記事(1954年7月号)と並んで、世界の他地域におけるムスリムの動向を紹介する記事であった。

1955年は、シンガポール、マラヤ、インドネシアのそれぞれで独立準備期または独立直後の初の総選挙が行われた年でもあった。いずれの地域でも、ムスリム住民はイスラム国家の樹立を唱えるイスラム主義政党側と国民主義政党側に分かれて総選挙に参加し、国民主義政党が政権を得てイスラム主義政党が野党となるという共通した傾向が見られ、イスラム主義政党の「敗北」がムスリム同胞団結成の背景の1つとなった³。

1955年10月号では、アズハルのウラマーたちがシンガポールを訪問したという記事とともに、『カラム』の設立者・主筆でありムスリム同胞団の中核人物⁴であったアフマド・ルトフィ(Ahmad Lutfi)が「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ！」と題する連載記事を開始した⁵。

第1回を「我々は先の総選挙において、ウマット・イスラム〔ムスリム共同体〕全体が注意を払い、検討を加えなければならない数々の教訓を得た」と書き起こしたこの連載記事は、1956年1月号を除いて同年4月号まで6回にわたって『カラム』誌に掲載された。第3回にあたる1955年12月号では1955年10月28日の金曜礼拝が話題に上っているため、一度に書いたものを6回に分けて掲載したのではなく、2回か3回の記事を6回に分けて掲載したようである。

最終回である第6回で、アフマド・ルトフィはマラヤのムスリムの地位について、「もし我々が、必要であれば流血を伴ってでも、我々の宗教の崇高さを維持し、ジハードを堅持するために我々の人々を結集させるよう立ち上らなければ、マラヤにおいてイスラム教は凋落し、永久に植民地支配のもとに置かれ続けるだろう」と書き、「同胞諸君、アッラーの教えを守るためにジハードを行うのだ」との呼びかけで結び、その翌月である1956年5月号でムスリム同胞団の結成を発表した。

翌6月号の誌面から、ムスリム同胞団への参加に応募した読者の名簿⁶が毎号数人ずつ掲載されるとともに、連載記事「同胞団のもとで団結し親交を深めよう」(Bersatu dan Bersahabatlah dalam Persahabatan Ikhwan)の連載記事が開始された。この連載記事は1956年11月号まで毎月掲載され、さらに1957年9月号と9月号に掲載された。

また、これと並行して、「同胞団員に告ぐ」(Kepada Anggota2 Ikhwan) および「同胞団員への事情説明」(Kenyataan kepada Anggota2 Ikhwan)の2つの連載記事が掲載された。「同法団員に告ぐ」は1956年8月

1 『カラム』誌およびその設立者であるアフマド・ルトフィについては[山本 2002; 2003][Talib 2002]を参照。

2 シンガポールのムスリム同胞団については[山本 2003]を参照。

3 1955年の総選挙とその影響については[山本 2010]を参照。

4 ムスリム同胞団の中心人物の1人であるアブドゥッラー・バスメー(Abdullah Basmeah)については[國谷 2010]を参照。

5 ただし記事によっては筆名のPemerhatiを用いている。

6 『カラム』誌上の名簿を基にしたムスリム同胞団の団員の地理的な広がりについては[Yamamoto 2010]を参照。

表 『カラム』誌上のムスリム同胞団に関する記事一覧

号	年	月	記事名	執筆者
12	1951	7	宗教のために勤めよ Bekerjalah Kerana Agama	Edrus
15	1951	10	汎マラヤ・ウラマー会議の成功を祝す Sambutan kepada Kejayaan Persidangan Ulama Se-Malaya	Edrus
16	1951	11	宗教に対する我々の誓言、宣誓、誓約 Perjanjian, Pengakuan dan Ikrar Kita kepada Agama	
18	1952	1	汎マラヤ・イスラム党の立場は一貫しない：危険 Persatuan Islam Se Malaya Perdirinya Muzabzah: Merbahaya	Edrus
19	1952	2	勤めよ！ アッラーの国における教主を立てるといふ神への約束を果たすために：団体が必要 Bekerjalah! Kerana Menyampaikan Janji Tuhan, Menjadikan Kita Khalifah di Bumi Allah: Persatuan Dikehendaki	Ahmad Lutfi
48	1954	7	詩人ハムカからの書簡：ビルマのムスリム同胞 Surat dari Pujangga Hamka: Ikhwan al-Muslimin di Burma	HAMKA
54	1955	1	ムスリム同胞団とガマール・アブドゥル・ナーセル Ikhwan al-Muslimin dan Jamal Abdul Nasir	Abdullah Basmeh
55	1955	2	ムスリム同胞団：その理想よ永遠なれ！ Ikhwan al-Muslimin: Cita2nya Tetap Hidup!	HAMKA
63	1955	10	イスラム教の地位向上のために身を捧げよ Berkorbanlah untuk Meninggikan Agama Islam	Muhammad Ali al-Hamidi
63	1955	10	アズハルのウラマーがムスリム同胞団とともに来訪 Kedatangan Ulama Azhar dengan Ikhwan al-Muslimin	
76	1956	11	同報から同胞へ：同胞団員の同志へ Dari Ikhwan kepada Ikhwan: Kepada Sahabatku Anggota Ikhwan	Abdul Jalil Hasan
77	1956	12	アッラーの教えを遂行するため諸君のジハードを遂行せよ Tegakkanlah Jihad Saudara2 untuk Menegakkan Agama Allah	
101	1958	12	メッカの同胞 Ikhwan di Mekah	
102	1959	1	長、指導者、代表をどのようにして選ぶのか Dengan Apakah Tuan2 Berpandu Memilih Ketua, Pemimpin dan Wakil?	Ishak Baharum, Daralalum, India
102	1959	1	自身の能力と努力に専念せよ Bertenagalah kepada Usaha dan Kebolehan Diri Sendiri	
108	1959	7	伝道する同胞：犠牲祭を祝う Ikhwan Bertabligh – Menyambut Hari Raya Korban	

注：団員名簿および連載記事は除外した。

号から1958年12月号まではほぼ毎月掲載され、その後、1959年4月号および7月号に1回ずつ掲載された。「同胞団員への事情説明」は1957年1月号から1958年まで毎月掲載された。

以上をまとめると、シンガポールにおけるムスリム同胞団の事実上の機関誌となった『カラム』誌上では、1955年10月号からムスリム同胞団に関する記事が掲載されはじめ、1956年5月号でムスリム同胞団の結成が発表され、その後はおよそ1959年7月ごろまでムスリム同胞団に関わる複数の連載記事が掲載されていた。

2. 連載記事「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ！」

本節では、ムスリム同胞団の結成に先立って6回にわたって掲載された連載記事「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ！」の抄訳を紹介する。

一読すると明らかなように、この連載記事では平易な表現を使って同じことが繰り返し語られている。そのことを反映するため、本稿の抄訳はなるべく平易な表現とするよう心掛けた。また、文中にはクルアーン（コーラン）からの引用が何か所かあるが、これらについては基本的に井筒俊彦訳『コーラン』（岩波文庫）を参照しながら原文に即して表現を修正した。他のイスラム系の書物と同様に、『カラム』誌でもクルアーンから引用を行うときにはまずクルアーンからの引用をアラビア語で行い、その後でマレー語による解説を添えている。マレー語による解説は、井筒訳『コーラン』の訳語と異なっているものがある。意識的か無意識にかはわからないが、執筆者であるアフマド・ルトフィが読者にどのようなメッセージを届けようとしていたかをうかがう手がかりになるため、原文に沿った訳語を採用した。『カラム』誌上のマレー語による訳語と井筒訳『コーラン』の記載内

容が異なっている例として、第4回連載において、クルアーンでは不信仰者を友だちにすることを窘めているのに対し、マレー語訳語では不信仰者を頭(指導者)にすることを禁じている例が挙げられる。

この連載記事の特徴は、インドネシアのキヤイをはじめとするマレー・インドネシア世界の著名なイスラム指導者の言葉を引いているところにある。この連載記事を執筆したアフマド・ルトフィは、カリマンタンのバンジャルマシ出身で両親がアラブ人ムスリムである「現地生まれアラブ人ムスリム」であるが、宗教について深く学んだわけではなかった。インドネシアでもマラヤ・シンガポールでもアラブ人を排除したムラユ(マレー)民族意識の高まりがみられた20世紀初頭において、アフマド・ルトフィはムスリム同胞という人間集団概念を積極的に持ち出すことでムラユ民族とそれ以外のムスリムに分ける考え方に抵抗を試み、これがムスリム同胞団の設立の1つの背景となるが、インドネシアやマラヤの高名なイスラム指導者の名前やクルアーンの章句を借りて自らの思想を展開したことは(「私がここでイサ・アンシャリ師の言葉を引いているのは、この主張が私のような一般人の考え方ではなく高名なイスラム教のウラマーの考え方であることを示すためだ。」第2回)、アフマド・ルトフィは宗教的権威でないで宗教に関して持論を展開しても人々の支持が得られなかったためではないかと思われる。

第1回 『カラム』第63号(1955年10月号)

過日の総選挙ではウマット・イスラムが注意すべき多くの教訓を得た。その総選挙では一部の人々がウマット・イスラムの関心を引くためにクルアーン(コーラン)やハディースからの引用を使い、彼らの闘争がクルアーンの教えに沿ったものだとして人々に誤解させた。

彼らは不信仰者(kafir)とともに国家の独立のために勝利を祈っているが、信仰は信仰のためにあるべきであり、国家制度とのかかわりのためにあるべきではない。

そのような状況を見ると、インドネシアのキヤイ・イサ・アンシャリ(Kyai Isa Ansyari)が著書『総選挙に臨むウマット・イスラム』のなかで「ムスリムがイスラム教以外のイデオロギー(ideologi)を支持するのは妥当だろうか」と呼びかけたのを思い出す。

イサ・アンシャリ師の問いは、インドネシアのムス

リムだけでなくマラヤのムスリムにとっても意味がある問いである。我々ウマット・イスラムは選挙で90%近くの票を持っていたが、その多くは非イスラム教徒の候補かイスラム教の教えを実現しえない民族主義的な考え方の候補に投じられた。

イスラム教の教えはクルアーンにすべて記されているが、大衆は残念ながらこのことを十分に理解していない。イスラム主義的でないにもかかわらずイスラム教に従っていると大衆の目を欺こうとする政党があるため、先の総選挙では宗教に対するムスリムの義務が十分に理解されていなかった。

イスラム教は、個人、家庭、社会に対する十全な法を定めている。

ムスリム同胞諸君は、我々の暮らしにおいてどの法を実施しなければならないかを知っているはずだ。クルアーンでは、たとえば食卓章の第49節で、この件について我々には交渉の余地がないと記している。

この章句は、我々は自分たちの欲望のままに行動するのではなく神の法に基づいて行動すべきであることを明確に述べている。基準は人々の頭の中にあるのではなく、神と使徒によって定められている。

そのため、イスラム教における民主主義は必ずしも多くの人が賛成するところではない。正しい行いが何であるかはすでに定められており、そこには交渉の余地はないためである。

神の法とは異なる法で裁こうとする態度は、クルアーンの食卓章の第44章、45章、47章にあるように、不信仰者の態度である。

イサ・アンシャリ師は、先述の著作の中で次のように書いている。「神の法を国の法にしようとしなないものは不信仰者である。」

「神と使徒が定めた規則よりも優れた規則があると考える者は不信仰者である。」

「無知のために神の法と異なる法を適用するものは不正である。」

「したがってくれぐれも神の法以外の法を受け入れないように。」

80%以上がムスリムである状況で、ウマット・イスラムは総選挙で投票により神の法を実現しなければならない。もしこの義務を放棄すれば至高の存在による罰に苛まれるだろう。

第2回 『カラム』第64号(1955年11月号)

ムスリム同胞諸君！ インドネシアの総選挙で

は、マシユミ、NU、インドネシア・イスラム同盟党(PSII)のいずれも、選挙を通じたイスラム国家の樹立を確信している。

「ムスリムは、自分自身、家族、近隣、村、地方、国・民族のいずれの段階においても神の道を為す覚悟がなければならない」とイサ・アンシャリ師は言う。神の法と定めを受け入れることは信仰の度合いを測る尺度であり、クルアーンの光り章第51節にも書かれている通りである。

そこに書かれている通り、神と信徒には「うけたまわりました。お言いつけに従います」と言うだけで、その態度はたとえ「国民団結」などの言い方で正当化されようとも覆ることはない。

この点において、人々の要求や願望による選択を考慮する余地はない。イサ・アンシャリ師はクルアーンを引用してこう述べる。「男でも女でもおよそ信者であるからには、アッラーと使徒が何かお決めになった以上、自分勝手に事を処理することはできぬ。よいか、アッラーと使徒の言いつけを聞かぬ者は、あきらかに迷いの道を歩いておるのだ。」

ムスリム同胞諸君！ 私がここでイサ・アンシャリ師の言葉を引いているのは、この主張が私のような一般人の考え方ではなく高名なイスラム教のウラマーの考え方であることを示すためだ。

ウマツ・イスラムとしての我々の義務は、毎日5回の礼拝開始の祈りの言葉のなかで神に対して行っている約束の通りに神と使徒に従うことである。

我々ムスリム同胞は、アッラーに対して忠誠を誓う。我々は、アッラーと向き合ったときに正しい信仰を持つものであると誓う。我々の礼拝、信仰、命、死は唯一の存在であるアッラーに由来する。

もし我々が義務を果たさなかったら、忠誠と約束に忠実なイスラム教徒であると認められるだろうか。否。ムスリム同胞諸君、否だ。我々は、言葉ではいろいろ言っても実行しない嘘つきだと言われるだろう。この世で生きている間に嘘つきとなるだけでなく、アッラーに向き合ったときにも嘘つきとなる。信徒たちに対し、恐れを持たずに次のように言おう。イスラム教徒としての我々の義務は、ジハード、財産、力、そして必要であれば命を差し出してでもアッラーの命令に従うという義務を果たすことだと。

使徒によって伝えられた神の言葉には忠実で、言葉の上で宗教を叫びながらも実際には宗教を道具にしている人や宗教の定めに従っていない人々には関

心が向かわない。

ちょうどクルアーンの女の章の65節のように。

神の法を守るように戦うことは、1人1人の信仰をはかることである。

その義務を果たさないとしたら、イスラム教徒であっても信仰のある者ではない。

自らの国で神の命令を守るために働こうとしない者はイスラム教徒ではない。我々イスラム教徒はこの国でイスラム教の法を守る義務がある。このことを守らずに「宗教を売る」者はアッラーの報いを恐れよ。

イサ・アンシャリ師が挙げる人々の態度は、イスラム教の闘いやアッラーおよび使徒に対する裏切りだけでなく、自らの信仰に対する裏切りでもある。ウマツ・イスラムよ、あなたのきょうだいたちがそのような道に進まないように注意せよ。

第3回 『カラム』第65号(1955年12月号)

1955年10月28日のマスジド・スルタン〔スルタン・モスク〕における金曜礼拝の説教で、キアイ・ハジ・アンワル・ムサッダド(Kyai Haji Anwar Musaddad)は、すべてのイスラム教徒に対してアッラーの法を守るよう呼びかけた。ムサッダド師によれば、それに従わなかった者は誰であろうとクルアーンの食卓章第44節に書かれているように無心の徒である。

また、同章第45節にあるように、アッラーによって下された法に従わない者は不正である。

さらに、同章第47節にあるように、そのような者は掟に背いた民である。

ムサッダド師によってクルアーンからもたらされたこれらの言葉に対し、イスラム教の皮を被りながら西洋の影響を受けている人々は、すでに時代遅れの考え方で実現可能ではないと笑うかもしれない。ちょうど、自ら「裸体を曝す」女性たちがウラマーに批判されてウラマーを笑ったように。

アッラーの法を実現する義務は我々イスラム教徒に等しく与えられているもので、交渉の余地はなく、その目的の達成は、考え方、財産、労力そして命を犠牲にすることもいとわずに行われる。

ウマツ・イスラムがこの目的を達成するために成さなければならない努力は自分で決められるものではなく、どのような方法をもってしても——必要ならば命を犠牲にしても——成し遂げなければならない義務あるいは務めである。

私たちの故郷における神の法の実現を命じる言葉

が下されたとき、その目的達成のために黙ってはならないし、ましてや宗教ではなく民族のためだけに努力することがあってはならない。

我々のなかには、まず国が独立し、それから宗教について考えるという人がいる。このような考え方はアッラーの教えに反する。

ウマット・イスラムは団結しなければならない。そのためには指導者が必要である。どのような指導者が適切であるかはすでにアッラーが示している。それが誰であるかは次号で紹介する。

第4回 『カラム』第67号(1956年2月号)

誰が指導者か。クルアーンの女の章の第59節に、「お前たちのなかで特に地位が高い者の言うことを聞くように」とある。

イサ・アンシャリ師は、「お前たちの中で特に地位が高い者」であって「やつらの中で特に地位が高い者」ではないという。指導者は自分たちの中から選ばなければならない。しかもアッラーの教えに忠実でなければならない。そうでない人は指導者を選んではいならない。その理由は明らかで、そのような人物は立場がしっかりしていないためだ。ウマット・イスラムの利益を守ることなく内部からイスラム教を見守るだけの道具になるためである。

クルアーンの食卓章第55節にあるように、「お前たちの本当の伴侶はアッラーとその使徒と、そして正しい信仰を抱き、礼拝を欠かさず行い、定められた喜捨をこころよく出し、常に熱心に祈りを捧げる人々をおいてほかにはない」。

アッラーに頭を垂れず、アッラーの法に忠誠を誓わず、礼拝を欠かし、定められた喜捨をこころよく出さない人物は指導者にはふさわしくない。したがって、飲酒する人、姦通する人、賭博する人、そしてアッラーの法に忠誠を誓わず、礼拝を欠かし、喜捨をこころよく出さない人を指導者にしてはならない。

もしそのような人物を指導者を選べば、自分自身あるいは特定の集団の利益のために信徒たちが売り渡されることになる。

そのため、アッラーと使徒に仕え、信仰を強く持つ人物だけが指導者としてふさわしい。

そのことはクルアーンの食卓章第56節に書かれている。

イサ・アンシャリ師は、著書『総選挙に臨むウマット・イスラム』のなかで、クルアーンにはウマット・イ

スラムは信頼できる指導者を選ぶ義務があると書かれていると述べている。自身やその政党の利益のためにクルアーンやハディースの章句を操るだけの人物ではなく、イデオロギーが信用できる人物を選ぶようにと。

その人物の信仰の強さ、アッラーと使徒の法に対する忠誠、お祈り、断食などの様子を確かめよ。これらがその人物が指導者としてふさわしいか否かを判断する尺度になる。

クルアーンは、指導者を選ぶのにふさわしい人物を示しているだけでなく、指導者として選んではならない人物も示している。

クルアーンの食卓章第51節にこうある。「信徒の者よ、ユダヤ人やナザレ人〔キリスト教徒〕を頭にするでないぞ。お前たちの中で彼らを頭にする者があれば、その者もやはり彼らの一味。悪いことばかりしているあの徒をアッラーが導いたりし給うものか。」

同章の第57節にはこうある。「信徒の者、お前たちより前に聖典を授けられ、お前たちの宗教を嘲笑したり馬鹿にしたりしている者ども〔ユダヤ人とキリスト教徒〕や、信仰なき者どもを決して頭としてはならないぞ。アッラーを懼れまつれ、もしお前たちが本当の信者であるならば。」

また、悔悛章の第23節にはこうある。「信徒の者よ、たとえ自分の親や兄弟であっても、もし信仰より無信仰を好むようならば決して頭にしてはならない。お前たちの中でそういう人々を頭にする者があれば、それはまぎれもない不義の徒だ。」

第5回 『カラム』第68号(1956年3月号)

それらの章句は、行いが宗教と反している人物を指導者にしてはならないと定めている。

信仰が強い者は信仰が強い者の間から指導者を選ぶべきである。口だけで信仰が強いのではなく、心と行いにおいて信仰が強い者を。

イサ・アンシャリ師によれば、信仰が強い者とは、神の道を行うことを自らの義務と考え、人間の社会においてアッラーの法を打ち立てようとする者である。

どれが適切でどれが適切でないか、どれを選んでよくてどれを選んでよくないかは明確である。ムスリムがその指導者に適切な人物を選ばなければ、神は終末の日の後に我々に苦難と災いをもたらすだろう。

我々はそのような人々に我々の信仰を売り渡すことができるだろうか。否。そうすれば信徒たちに危険

が及ぶ。そのため、自らの欲望のままに従う人たちに
対しては、信仰が強くない者にとっては硬く、鋭く、
苦く感じられる警告を与え続けなければならない。

このことは、「可能な限り」来年1957年の独立が提
案されている今日こそウマット・イスラムが関心を
向けなければならない。我々ウマット・イスラムは、
そこにおける宗教の地位に関心を向けなければならない。

クランにあるイスラム・カレッジのアブドクル・ラ
ウフ博士が最近行った演説で、将来の独立国家にお
けるイスラム教の地位に関心を向けるようにと語り、
信徒たちが間違った指導者を選んだためにウマット・
イスラムが血や涙や力や魂を犠牲にした中東のよう
にはなるかと警告した。

アブドゥル・ラウフ博士の警告は遅すぎることは
ない。我々ウマット・イスラムは、もしいま適切な指
導者を選ばなければ宗教を守ることができなくなる。

「信徒の者、信仰ある人々をさし置いて無信仰者を
頭にしてはならぬぞ。お前たちまさかアッラーにお
前たちを糾弾する公然たる権利を差し上げたいわけ
ではあるまい。」(クルアーン、女章第144節)

「信徒たち、決して他の集団の連中と親しくしては
ならぬぞ。彼らはお前たちを破滅させるためならど
んなことでもいとわぬ者ども。ひたすらお前たちが
ひどい目に遇うようにとばかり願っている。はげし
い憎悪が彼らの口にはっきり出ている。しかし、胸に
ひそめたものはそれよりもっと大きい。さあ、こうし
て我ら〔アッラーの自称〕はお前たちに神兆をすっか
り説き明かしてやった、お前たちにそれがわかるだ
けの頭がありさえすれば。」(クルアーン、イムラーン
一家章、第118節)

「忘れるな！ お前たちは彼らが好きらしい、向こう
ではお前たちのことなど好きでもないのに。お前た
ちはもちろん聖典は全部信じている。ところが彼ら
は、お前たちに面と向かえば「我々も信じている」な
どと言うくせに、自分たちだけになると憤怒のあま
りお前たちに向かって指を囁む。彼らに言ってやれ、
「怒り狂って死んでしまえ。お前らが胸の中でどんな
ことを考えているかアッラーはすっかきご存知だぞ」
と。」(クルアーン、イムラーン一家章、第119節)

「信仰深い人たちをさしおいて無信の徒を頭にして
いる人々は信仰深い者ではない。彼らの権勢でも買
おうというつもりなのか。権勢はことごとくアッラー
のものと知らずに。」(クルアーン、女章、第139節)

「どうしてそのように信じることができるものか、
彼らはいったんお前たちに勝とうものなら、もう盟
約も条約も守ろうとはせず、口先だけではうまいこ
とを言うが心はそれと裏腹で、たいていは邪曲な徒
ばかり。」(クルアーン、改悛章、第8節)

「彼らはお前たちに気に入られようとして誓言し
たりするかもしれない。そのような場合、たとえお前
たちが彼らを気に入っても、アッラーだけは邪悪な者
どもがお気に入ることは絶対にない。」(クルアーン、
改悛章、第23節)

第6回 『カラム』第69(1956年4月号)

来年1957年8月31日の独立を歓迎する雰囲気の中
で、いくつかの章句を紹介してきた。一部の人々は私
が紹介してきたアッラーの導きや警句をころよく
思わなかっただろう。人々はそれを歓迎せず、無理や
り探して見つけた小さなことがらだと思ったかもし
れない。

そうではない。世間には独立を歓迎する雰囲気が
あるが、私が紹介した章句はいずれ悪い影響を与え
ることが明らかなことである。

独立に向けて宗教を社会にどう位置付ければよい
かに関心が集まっている。宗教に関することよりも
民族に関することを優先することのないように。独
立後に首相になる見込みの首席大臣は、現在作成中
の国歌にすべての民族を関与させるようにと言ってい
る。

それは、その歌をムラユ(Melayu) 民族の歌ではな
くマラヤン(Malayan)の歌にすることだ。

ムラユの団体の総裁である首席大臣がそのように
求めたということは、彼がこれまで行ってきた闘争
はムラユ民族のためではなくマラヤン民族のため
だったということだ。それはすなわち、ムラユは民族
(bangsa)ではなくマラヤン民族の一部である種族
(kaum)や支族(puak)になるということだ。このこ
とについて人々は早くから問題にしてきたが、トゥン
ク・アブドゥル・ラーマンははっきりと答えてこな
かった。

ムスリム同胞諸君！ このように我々の民族性が
後まわしにされるならば、我々の宗教も同じことにな
るだろう。我々の宗教は、単に寺子屋(pondok)での
み行われ、信仰だけに関わるものになるだろう。我々
を取り巻く環境において、社会生活上の位置を与え
られないだろう。現在の状況から後退するだろう。

UMNOの総顧問ハジ・フシン氏は、国家が独立した後で宗教が独立できるのだと言うが、それでは宗教の真の独立は得られない。宗教は依然として支配されたままの状態に置かれ続ける。したがって、もし我々が、必要であれば流血を伴ってでも、我々の宗教の崇高さを維持し、ジハードを堅持するために我々の人々を結集させるよう立ち上がらなければ、マラヤにおいてイスラム教は凋落し、永久に植民地支配のもとに置かれ続けるだろう。同胞諸君、アッラーの教えを守るためにジハードを行うのだ。

参考文献

- Qalam*. Singapore: Qalam Press.
- Talib Samat. 2002. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit dan Pendakwah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- YAMAMOTO Hiroyuki. 2010 “The Jawi Publication Network and Ideas of Political Communities among the Malay-Speaking Muslims of the 1950s”. *Journal of Sophia Asian Studies*. No.27, pp. 51-64.
- 國谷徹 2010 「連載記事『クルアーンの秘密』に見るイスラーム近代主義：予備的考察」山本博之編著『『カラム』の時代——マレー・イスラム世界の「近代」』（CIAS Discussion Paper No.13）、京都大学地域研究統合情報センター、pp.18-25。
- 山本博之 2002 「資料紹介『カラム』」「上智アジア学」、20: 259-343。
- 山本博之 2003 「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立とその初期の活動について」『ODYSSEUS』（東京大学大学院総合文化研究科）、7: 59-73。
- 山本博之 2010 「選挙と反乱：インドネシアの1955年総選挙とイスラム国家建設」山本博之編著『『カラム』の時代——マレー・イスラム世界の「近代」』（CIAS Discussion Paper No.13）、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 26-32。